

揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいた診療を行っている保健医療機関です。

以下の施設基準に適合し、東海北陸厚生局へ届け出を行い、診療を行っています。

東海北陸厚生局への届け出項目

施設基準などに係る届出

1. 時間外対応体制加算 I
2. 夜間・早朝等加算
3. 機能強化加算
4. 在宅医療 DX 情報活用加算
5. 生活習慣病管理料、特定疾患療養管理料、皮膚科特定疾患指導管理料
6. 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
7. 一般名処方、外来後発医薬品処方、リフィル処方、長期処方、長期収載品の選定療養の
対応

【時間外対応体制加算 I】

当院では、継続して通院されている患者様を対象に、診療時間外の緊急の問い合わせに原則として常時対応できる体制を整えております。

これに伴い、再診時に「時間外対応体制加算 I」（患者様 1 名につき 1 回 7~9 点）を算定させていただきます。

1. 「時間外」の算定について：これはクリニックの時間外の相談体制（インフラ）を評価する
加算であるため、日中の診療時間中に受診された場合であっても、すべての再診患者様が算
定対象となります。

2. 診療時間外の緊急連絡先：070-7821-4210

3. 対応時間：当院の診療時間外（夜間・休日等）

ご利用にあたっての注意点

※ 診察中や移動中など、やむを得ない事由により一時的に電話に出られない場合がございます。その際は留守番電話に「お名前」「診察券番号」「具体的な症状」のメッセージを残していただければ、当院の医師より速やかに折り返しご連絡いたします。

※ 意識消失、激しい胸痛、呼吸困難など生命に関わる緊急事態の場合は、迷わず救急車（119番）をお呼びください。

【夜間・早朝等加算】

厚生労働省の規定により、下記の時間帯に受付をされた患者様につきましては、診療時間内（予約診療を含む）であっても、初診・再診を問わず「夜間・早朝等加算」（50点）が加算されます。

- 平日の夜間：17時以降
- 木曜日の午後：12時以降
- 土曜日・日曜日・祝日：終日

※ 当院の診療体制維持のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【機能強化加算】

当院では、地域における「かかりつけ医」として、患者様の健康管理および包括的な医療の提供に努めております。

これに伴い、初診時に「機能強化加算」（80点）を算定させていただいております。

当院では、必要に応じて以下のような取り組みを行っています。

1. 服薬管理：他の医療機関の受診状況および、処方されているお薬の内容を把握したうえで、適切な服薬管理を行います。
2. 専門医への紹介：必要に応じ、専門の医師や専門医療機関への紹介を行います。
3. 健康相談：健康診断の結果に関するご相談など、健康管理・予防接種に関するご相談に応じます。
4. 介護・福祉相談：介護・保健・福祉サービスの利用等に関するご相談に応じます。
5. 夜間・休日の対応：診療時間外（夜間・休日等）の緊急時の問い合わせへの対応を行っています。

※ 厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度（医療情報ネット）」のページから、かかりつけ医機能を有する地域の医療機関が検索できます。

【在宅医療 DX 情報活用加算】

当院では、在宅医療における医療 DX 推進のため、以下の体制を整備しています。

1. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用し、訪問診療時に取得した診療情報・薬剤情報をもとに、計画的な医学管理の下で訪問診療を実施しています。
2. マイナ保険証の利用促進など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
3. 電子処方箋の発行および電子カルテ情報共有サービスの活用に向けた体制を整備しています。（電子カルテ情報共有サービスは経過措置期間中）

【生活習慣病管理料】

厚生労働省による診療報酬改定に伴い、高血圧症、脂質異常症、糖尿病を主病とされる患者様を対象に、個々に応じた総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」を算定させていただいております。

- 療養計画書の作成：医師が患者様お一人おひとりの状態に応じた目標設定、食事・運動に関する具体的な指導内容を記載した「生活習慣病療養計画書」を作成し、きめ細やかな治療管理を行います。
- 長期処方・リフィル処方への対応：当院では患者様の状態に応じ、医師の判断のもと「28日以上長期処方」または「リフィル処方箋の発行」を行う体制を整えております。
※長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かどうかは、病状に応じて医師が個別に判断いたします。

【特定疾患療養管理料】

当院では、厚生労働省が定める特定の慢性疾患（厚生労働大臣が指定する疾患）を主病とされる患者様に対し、かかりつけ医として計画的な医学管理および適切な服薬・療養指導を行っております。

これに伴い、月2回を限度として「特定疾患療養管理料」を算定させていただいております。

- 対象となる主な疾患：不整脈、虚血性心疾患、心不全、慢性気管支炎、喘息、胃潰瘍、甲状腺障害など（※高血圧症、脂質異常症、糖尿病は対象外となり、生活習慣病管理料にて対応いたします）。
- 指導内容：定期的な病状評価や検査結果に基づく処方の調整、食事・運動・日常生活における注意点について継続的な指導を行います。

【皮膚科特定疾患指導管理料】

当院では、特定の皮膚疾患を主病とされる患者様に対し、皮膚症状の適切なコントロールおよび日常生活上の指導管理を行っております。これに伴い、月1回を限度として「皮膚科特定疾患指導管理料（ⅠまたはⅡ）」を算定させていただいております。

- 対象となる主な疾患：天疱瘡、類天疱瘡、エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）、紅皮症、尋常性乾癬、掌蹠膿疱症、先天性魚鱗癬、類乾癬、扁平苔癬、慢性型で経過が1年以上の結節性痒疹等
- 指導内容：皮膚症状の経過観察、外用薬の正しい使用方法・塗布指導、日常生活における悪化因子の排除やスキンケアの方法について、計画的な指導管理を行います。

【外来・在宅ベースアップ評価料（1）について】

藤枝みんなのクリニックでは、医療DX（デジタル技術の活用）を進め、患者さまにより安全で質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

当院では以下の体制を整えています。

- マイナンバーカードを利用した オンライン資格確認 を行っています。
- 取得した診療情報やお薬の情報を、診療や健康管理に活かしています。
- 電子処方箋を運用 しており、薬の情報を安全に共有できます。
- 電子カルテ情報共有サービスの導入に向けて準備を進めています。

これらの取り組みに基づき、外来・在宅ベースアップ評価料（1）を算定しています。

【一般名処方について】

藤枝みんなのクリニックでは、医薬品の安定供給と安全な治療のため、**一般名処方（成分名での処方）**を行っています。一般名処方により、複数のメーカーからお薬を選択でき、供給が不安定な場合でも必要なお薬を確保しやすくなります。

【後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について】

当院では、後発医薬品の使用を積極的に進めています。医薬品の供給状況により、同じ成分のお薬に変更する場合があります。変更の際には、医師またはスタッフが丁寧にご説明いたします。

ます。

【リフィル処方箋・長期処方について】

慢性疾患で病状が安定している患者さまには、**リフィル処方箋の発行や長期処方（28日以上）**に対応しています。医師が診察のうえ、状態に応じて判断いたします。

患者さまからご希望があった場合も、病状に合わせて対応いたします。

【長期収載品（先発医薬品）の選定療養について】

後発医薬品（ジェネリック）があるお薬を、医療上の必要性がないにもかかわらず先発医薬品で希望される場合は、選定療養として追加の費用負担が発生します。

- 追加負担：別途費用が発生します。
- 医療上の必要性がある場合は、追加負担はありません。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。



※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方ができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。